

議案第127号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和3年11月30日提出

上越市長 中 川 幹 太

別紙 (変更調書)

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
今 保	宇留馬	6の1、6の2、7の1、7の2、8、9の1、9の2、10の4	今 保	
	大 門	11の6、12の1、13の6、212の8、214の1、215から217まで		
	前 田	218の4、220から228まで		
	谷 内	271の1、271の2、272の1、272の2、273の1、273の3、274の1、274の3、275の1、275の3、276の1、276の2、277の1、277の2、278、279、282から289まで、290の1、290の2、291から293まで、294の1、294の3、294の6から294の8まで		
	免 田	295から301まで、307、310から314まで、315の1		
	代官免	317から319まで、322、325から328まで、329の2から329の4まで		
	下中坪	330、343から351まで、352の1から352の5まで		
	上中坪	353から360まで、361の1から361の5まで		
	江 端	362から371まで、372の1から372の7まで		
	三反田	375から383まで、384の1から384の4まで		
	十二天	385から394まで、396の3から396の7まで		
	長 町	397、398の1、398の2、400から403まで、413、414、422から426まで、427の1、427の3から427の7まで		
	三角田	428から442まで、443の1、443の2、444、445の1、445の2、454から466まで、467の3から467の11まで		
	江 流	468の1、469の1、470の1、471の1、472の1、473の1、474の1、475から477まで、478の1から478の6まで		
	上水尻	479の1、480の1、481の1、482の1、483の1、484の1、491の1、509の1、509の2、527の1、527の2、528の1、528の2、529の1、529の2、530の1、530の2、531の1、531の2、532の1から532の3まで、533の1、533の2、534の1、534の2、535の1、535の2、536の1、536の2、537の1、537の2、538の1、538の2、539の1、539の2、540の1、540の6、541の1、542の1、543の1、544の1、545の1、546の1、583の1、583の8、583の16から583の18まで、		

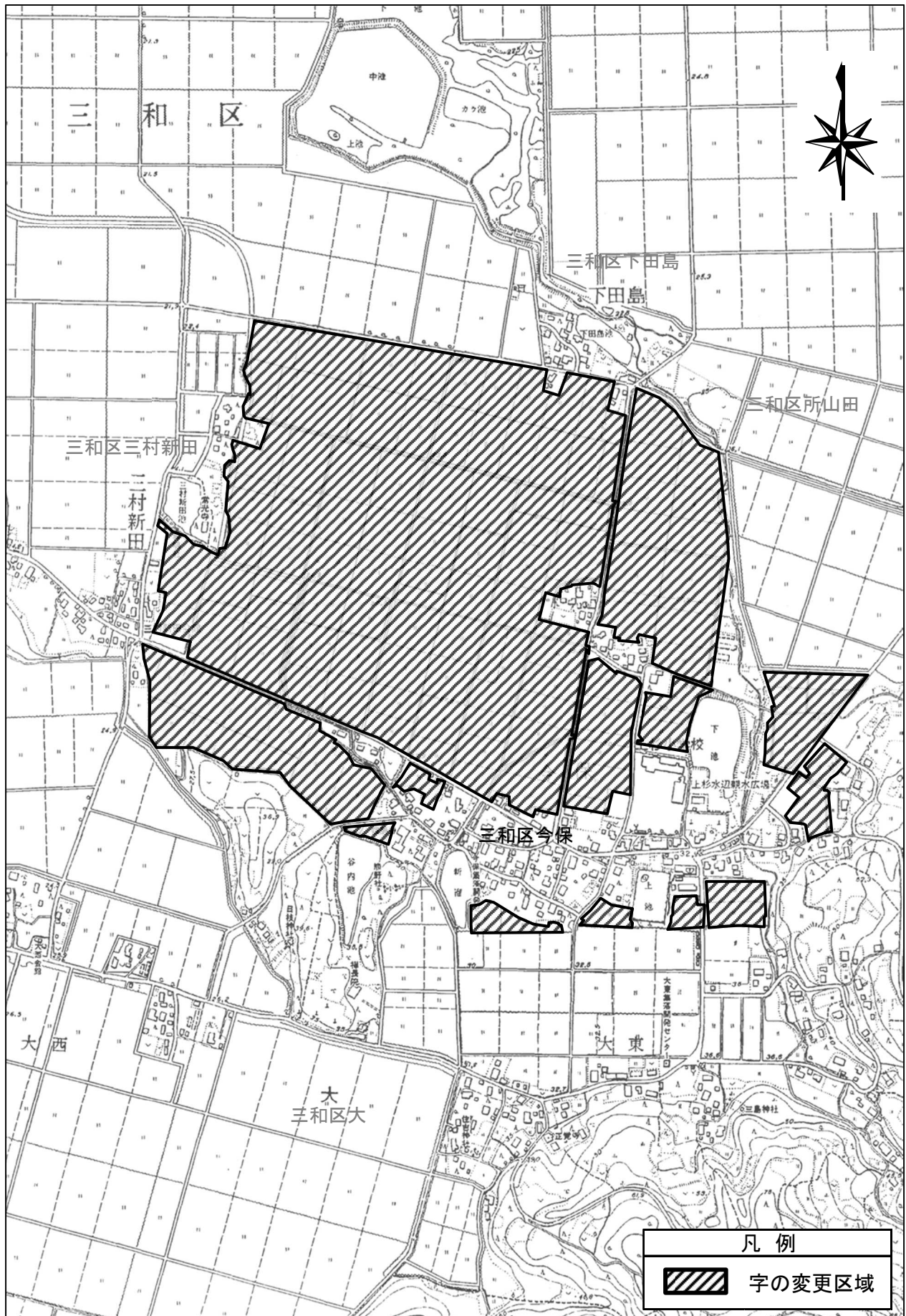
変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
今 保	上水尻	583の20	今 保	
	大海道	607の3から607の5まで、608の1、609の5、 612の1、617の1、618、626、627の5、 627の8、627の9、627の12		
	土 下	639の1、639の2、640の1、640の2、 641の1、641の2、642から648まで、 649の3から649の5まで、675の1		
	定 木	650の1、650の2、651の1、651の2、 652の1、652の2、653の1、653の2、 654の1、654の2、655の1、655の2、 656の1、656の2、657、 659の1から659の3まで、659の5、659の6		
	浦 田	661の1、661の2、667、669の1、670の1、 671の1、672の1、673の1、674の1、 675の11から675の13まで、675の15、 675の17		
	畑 田	676から686まで、687の1から687の4まで		
	白 山	688から692まで、721、723から726まで、 727の1から727の3まで		
	加儀田	728から738まで、739の1から739の4まで		
	沢 田	740から745まで、930から935まで、 936の1から936の3まで		
	菖蒲原	861から864まで、865の1、882の1、883の1、 884の1、885の1、886の1、889の1、890の1、 891の1、892の1、893の1、894の1、895、 896、899から907まで、908の1、908の2、 908の5から908の8まで、908の10、908の12、 908の13、908の16から908の19まで		
	山 本	912の4、913の1、914の1、915の1、916の1、 916の2、917の1、918、919の1、920の1、 920の2、921の4、922の4、924の7、924の8、 924の14、924の16、1735の1、1735の2		
	返 町	937から946まで、947の1から947の4まで		
	横 枕	948から953まで、955から959まで、 960の1から960の4まで		
	府多田	961から971まで、972の1から972の4まで、 1205の1、1206の1		
	豆 田	973の1、973の2、974から980まで、 983から986まで、987の1、 987の3から987の9まで		
笹良田	988から997まで、998の1、 999の1から999の4まで			

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
今 保	久保田	1000の1、1000の5、1000の6、1001の1、 1001の3、1002の1から1002の3まで、 1003の1から1003の3まで、 1004の1から1004の3まで、 1005の1から1005の3まで、 1006の1から1006の3まで、 1007の1から1007の3まで、 1008の1から1008の3まで、 1009の1から1009の3まで、 1010の1から1010の3まで、 1011の1から1011の3まで、 1012の1から1012の3まで、1013の2、 1013の5	今 保	
	定地面	1014の1、1014の2、1015の1、1015の2、 1015の4、1016の1、1016の2、1016の4、 1017の2、1018の2、1019の2、1020の2、 1020の4、1021の1、1021の2、1021の4、 1022の1、1022の2、1022の4、1023の1、 1023の3、1023の5、1024の1、1024の3、 1027の1、1775の2、1775の3、1777の2、 1778から1786まで		
	二反田	1029の1、1030の1、1031の1、1031の2、 1032の1、1032の2、1033の1、1033の2、 1034の1、1034の2、1035の1、1035の2、 1036の1、1036の2、1037の1、1037の2、 1038の1、1038の2、1039の1、1039の2、 1040の1、1040の2、1041の1、1041の2、 1042の3、1042の5		
	茨 原	1053の1、1053の2、1054の1、1054の2、 1055の1、1055の2、1056の1、1056の2、 1057の1、1057の2、1058の1、1058の2、 1059の1、1059の2、1060の1、1060の2、 1061の1、1061の2、1062の1、1062の2、 1063の1、1063の2、1064の1、1064の2、 1065の1から1065の5まで、1066の3、 1066の4		
	無 頭	1695の1		
三 村 新 田	櫻 町	24の7		
	樋 詰	30の3、31の7、31の8		
	堤 脇	129の18		

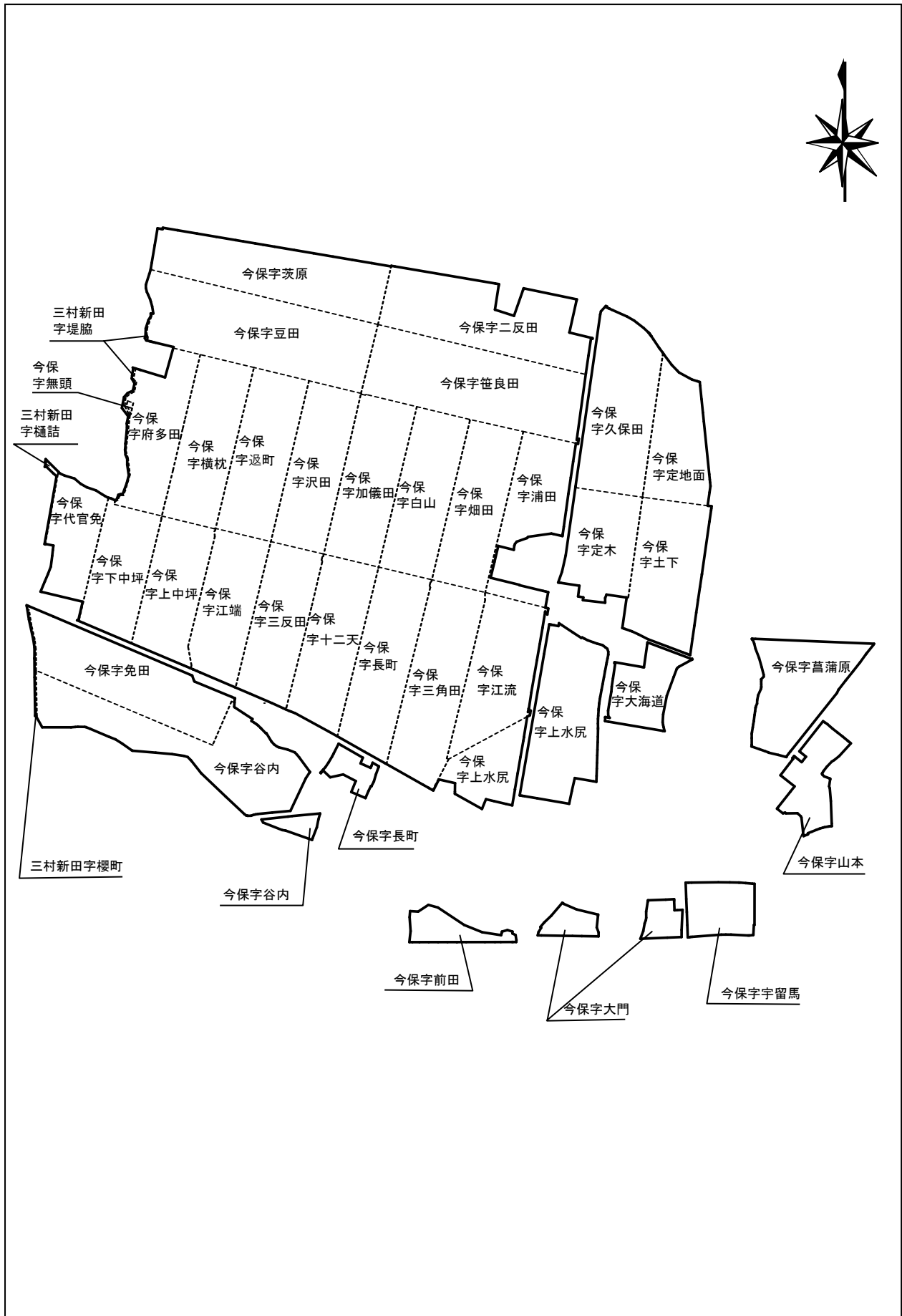
及び当該変更に伴う公有地を含む。

上記地番は、令和3年10月1日現在の登記簿による。

県営ほ場整備事業（担い手育成型） 三和中部第1地区（第2換地区）
位置図



県営ほ場整備事業（担い手育成型） 三和中部第1地区（第2換地区）
 字の区域並びに名称変更前図



県営ほ場整備事業（担い手育成型） 三和中部第1地区（第2換地区）
字の区域並びに名称変更図

